

5. 分譲マンション耐震化促進アドバイザー派遣事業



1. 対象となる建築物

次のいずれにも該当するもの

- 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条に基づく建築確認を受けた分譲マンションであること。
- 耐火建築物又は準耐火建築物であり、かつ地階を除く階数が原則として3階以上のもの（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む）。

2. 対象者

- 分譲マンションの管理組合等の代表者

3. 費用

無料（利用者負担なし）

4. 派遣の内容

- ① 耐震化についての概算費用及び工事等の説明に関すること。
- ② 耐震化に関する相談及び質問に応じ、その指導等に関すること。
- ③ 耐震化についての補助制度等の説明に関すること。
- ④ 耐震診断に係る区分所有者間の合意形成に必要な指導等に関すること。
- ⑤ 耐震補強設計に係る区分所有者間の合意形成に必要な指導等に関すること。
- ⑥ 耐震改修工事に係る区分所有者間の合意形成に必要な指導等に関すること。
- ⑦ 耐震化についての管理組合運営の円滑化に必要な指導等に関すること。

5. 派遣の回数

1管理組合等につき、1回あたり2時間を、年度当り5回を限度とする。

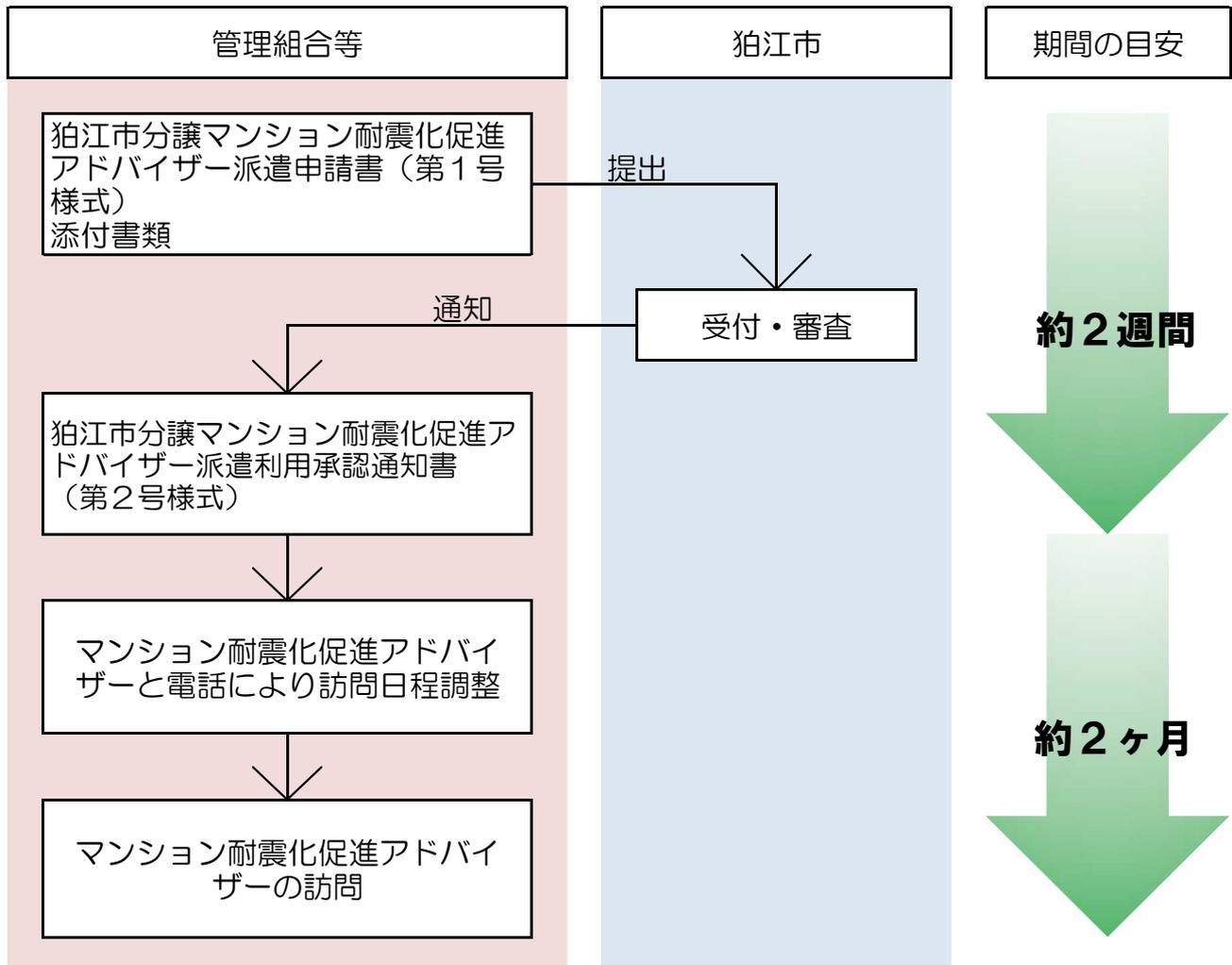
6. 添付書類

- 建物登記の全部事項証明書
- 建築確認通知書の写し又は建築日を確認できる書類
- 法人登記の全部事項証明書（法人の場合に限る。）
- 管理組合の規約及び当該規約の定めるところにより当該事業の利用を決議した決議書（管理組合が当該事業を利用する場合に限る。）
- 区分所有者全員の同意により選任された代表者を確認できる書類及び当該事業の利用についての区分所有者全員の同意書（区分所有者全員の同意により選任された代表者が当該事業を利用する場合に限る。）
- その他市長が必要と認める書類

5. 分譲マンション耐震化促進アドバイザー派遣事業



7. 手続きの流れ



6. 分譲マンション耐震診断助成金



1. 対象となる建築物

次のいずれにも該当するもの

- 地階を除く階数が3以上の民間分譲マンション
※民間分譲マンション…2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専用部分がある共同住宅のこと。
- 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条に基づく建築確認を受けたものであること。
- 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- 1つの建築物を複数の用途として使用している場合は、当該建築物の延べ床面積の過半が人の居住の用に供しているものであること。
- 賃貸住宅以外の建築物であること。

2. 助成対象となる耐震診断の範囲

- ① 履歴調査、外観調査、劣化調査その他の現地調査に関すること。
 - ② 図面、計算書等の内容を検討する設計図書の内容審査に関すること。
 - ③ 床、梁、柱、壁等の構造躯体調査に関すること。
 - ④ 仕上げ材等の非構造部材が避難路等に及ぼす影響に関すること。
 - ⑤ 設備機器の脱落、転倒及び移動に関すること。
 - ⑥ 耐震性能の総合的な評価に関すること。
 - ⑦ 耐震補強の案の作成、概算工事費の算定その他の耐震補強計画に関すること。
 - ⑧ 耐震診断報告書の作成及び提示に関すること。
- ※ 設計図書の作成は、助成対象外。

3. 対象者

次のいずれかに該当する者

- 耐震診断を受けることについて、区分所有者の合意を得た管理組合又は団地管理組合
- 耐震診断を受けることについて、区分所有者の半数以上の合意を得た者のうち、市長が適当と認める者

4. 助成額

次の(1)又は(2)のいずれか低い額に、3分の2を乗じた額(限度額100万円)

- (1) 延べ床面積1平方メートルにつき3,670円を乗じた額
- (2) マンション耐震診断に要した費用

6. 分譲マンション耐震診断助成金



5. 耐震診断

建築士が次に掲げる基準に基づき、分譲マンションの地震に対する安全性を調査（耐震診断に先立ち行われる予備調査を含む。）し、評価すること。

- ① 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項に基づいて国土交通大臣が示す建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）
- ② 財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」
- ③ 財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」
- ④ 財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断基準」
- ⑤ 財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」及び「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物簡易耐震診断法」

6. 添付書類

(1) 狛江市分譲マンション耐震診断事前協議書（第1号様式）の提出時に必要な添付書類

- ① 建築確認通知書又は建築年月日を証する書類の写し
- ② 用途別の床面積及び面積比率算出表（店舗等の用に供する部分を有する場合に限る。）
- ③ その他市長が必要と認めるもの

(2) 狛江市分譲マンション耐震診断助成金交付申請書（第2号様式）の提出時に必要な添付書類

- ① 建物全部事項証明書（区分所有者のうち任意の1名、権利部内容は黒塗り可）
- ② 建築確認通知書又は建築年月日を証する書類の写し
- ③ 管理組合の規約及び耐震診断の実施を決議したことが分かる書類の写し
- ④ 法人全部事項証明書（法人の場合）
- ⑤ 案内図、配置図及び各階平面図
- ⑥ 用途別の床面積及び面積比率算出表（店舗等の用に供する部分を有する場合に限る。）
- ⑦ 耐震診断の見積書又は要する費用が確認できる書類及び助成金の限度額計算書
- ⑧ 耐震診断の工程表
- ⑨ 耐震診断を実施する者が、建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築士であることを証する書類の写し
- ⑩ その他市長が必要と認めるもの

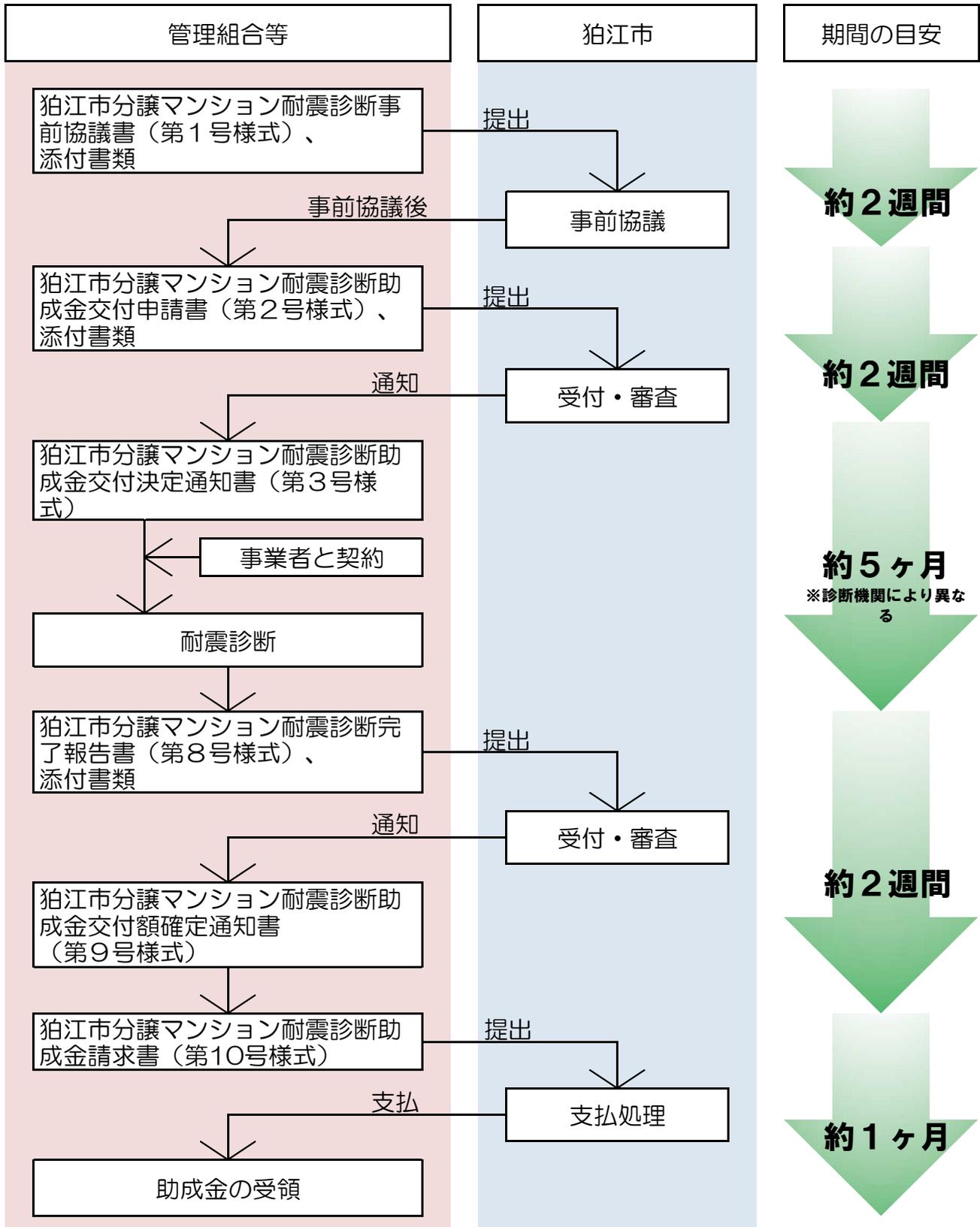
(3) 狛江市分譲マンション耐震診断完了報告書（第8号様式）の提出時に必要な添付書類

- ① 領収書の写し
- ② 契約書の写し
- ③ 診断機関が発行する耐震診断結果報告書の写し

6. 分譲マンション耐震診断助成金



7. 手続きの流れ



※上記は一例であり、案件により手続きに要する期間等は異なります。

7. 分譲マンション耐震補強設計助成金



1. 対象となる建築物

(1) 地階を除く階数が3以上の民間分譲マンションであり、次のいずれにも該当するもの

※民間分譲マンション…2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専用部分がある共同住宅のこと。

- 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条に基づく建築確認を受けたものであること。
- 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらに類する構造の建築物であること。
- 1つの建築物を複数の用途として使用している場合は、当該建築物の延べ床面積の過半が人の居住の用に供しているものであること。
- 賃貸住宅以外の建築物であること。

(2) 構造上分離されている棟（外見上一体であるものを含む）が同一の建築敷地内に複数ある場合は、それぞれの分離されている棟を助成の対象となる分譲マンションとみなす。

(3) 同一の建築敷地に存する助成対象建築物に附属する門扉は、合わせて助成対象とする。

2. 助成対象となる耐震補強設計

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること

- (1) 耐震診断により I_s 値が0.6未満であったものを0.6以上に相当するものであること。
- (2) 当該耐震補強設計が適正に行われていることについて、評定機関による評定を受けていること。

※耐震改修以外の修繕工事や建物及び設備の性能向上を図るために行う改修工事等の設計は、助成対象外。

3. 対象者

次のいずれかに該当する者

- 耐震補強設計をすることについて、区分所有者の合意を得た管理組合又は団地管理組合
- 耐震補強設計をすることについて、区分所有者の半数以上の合意を得た者のうち、市長が適当と認める者

4. 助成額

次の(1)又は(2)のいずれか低い額に、2分の1を乗じた額（限度額200万円）

- (1) 延べ床面積1平方メートルにつき2,000円を乗じた額
- (2) マンション耐震補強設計に要した費用

7. 分譲マンション耐震補強設計助成金



5. 添付書類

(1) 狛江市分譲マンション耐震補強設計助成金交付申請書（第1号様式）の提出時に必要な添付書類

- ① 建物全部事項証明書（区分所有者のうち任意の者1名・権利部内容は黒塗り可）
- ② 建築確認通知書又は建築年月を証する書類の写し
- ③ 管理組合の規約及び耐震補強設計の実施を決議したことが分かる書類の写し
- ④ 法人全部事項証明書（法人の場合）
- ⑤ 案内図、配置図及び各階平面図
- ⑥ 用途別の床面積及び面積比率算出表（店舗等の用に供する部分を有する場合）
- ⑦ 耐震診断の結果が確認できる書類の写し
- ⑧ 耐震補強設計の見積書又は要する費用が確認できる書類
- ⑨ 耐震補強設計の工程表
- ⑩ 耐震補強設計を実施する者が、建築士法に規定する建築士であることを証する書類の写し
- ⑪ その他市長が必要と認めるもの

※ ①②④⑤⑥⑦の添付書類のうち、狛江市分譲マンション耐震診断助成金交付事業において添付し変更がないものについては、省略可。

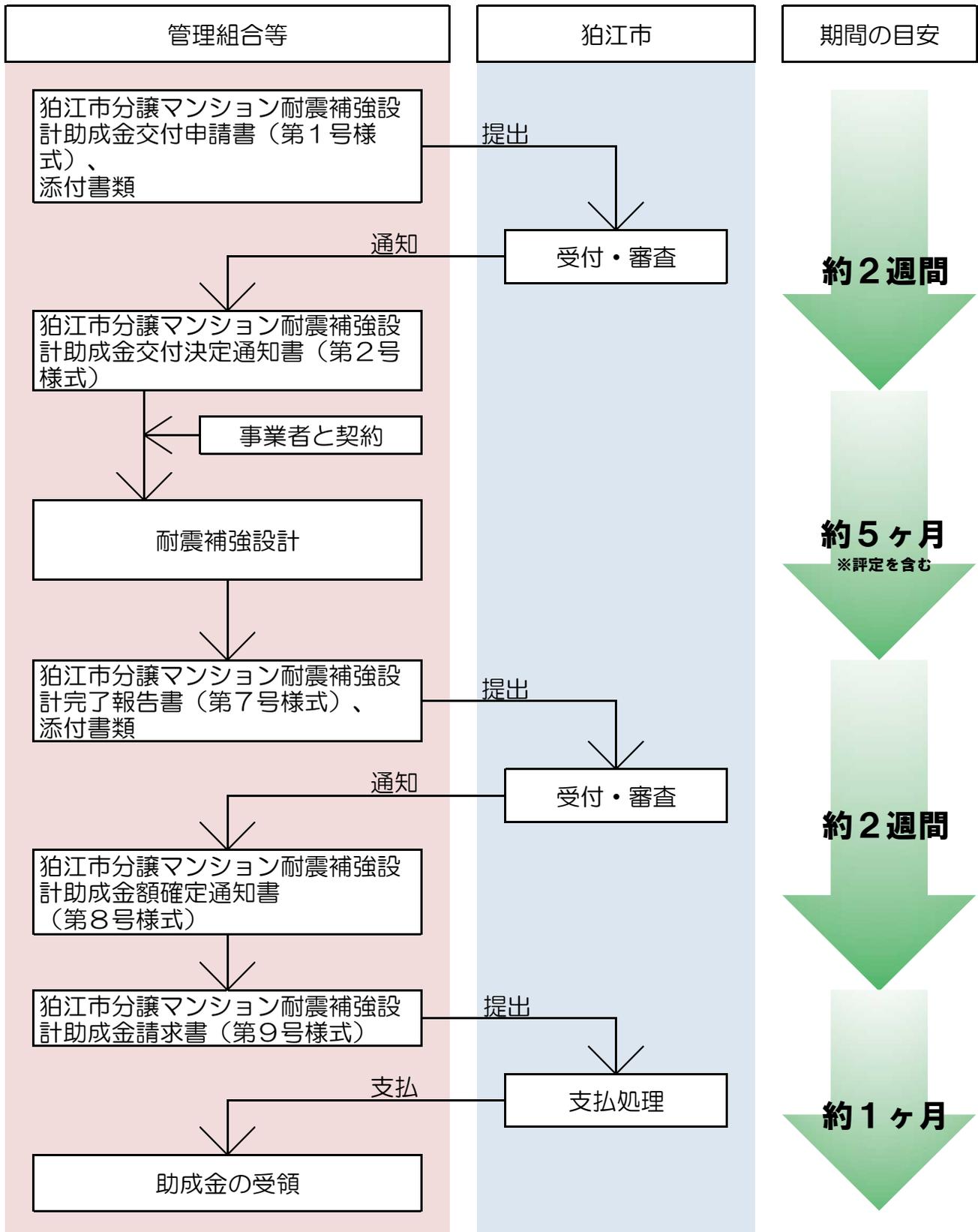
(2) 狛江市分譲マンション耐震補強設計完了報告書（第7号様式）の提出時に必要な添付書類

- ① 領収書の写し
- ② 契約書の写し
- ③ 耐震補強設計結果の報告書
- ④ 評価機関が発行する耐震補強設計が適正に行われていることを証する書類

7. 分譲マンション耐震補強設計助成金



7. 手続きの流れ



※上記は一例であり、案件により手続きに要する期間等は異なります。

8. 分譲マンション耐震補強改修助成金



1. 対象となる建築物

(1) 地階を除く階数が3以上の民間分譲マンションであり、次のいずれにも該当するもの

※民間分譲マンション…2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専用部分がある共同住宅のこと。

- 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条に基づく建築確認を受けたものであること。
- 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらに類する構造の建築物であること。
- 1つの建築物を複数の用途として使用している場合は、当該建築物の延べ床面積の過半が人の居住の用に供しているものであること。
- 賃貸住宅以外の建築物であること。

(2) 構造上分離されている棟（外見上一体であるものを含む）が同一の建築敷地内に複数ある場合は、それぞれの分離されている棟を助成の対象となる分譲マンションとみなす。

2. 助成対象となる耐震補強改修

次のいずれにも該当すること

- (1) 耐震診断により I_s 値が0.6未満であったものを0.6以上に相当するものであること。
- (2) 当該耐震補強設計が適正に行われていることについて、評定機関による評定を受けていること。
- (3) 建築士法に規定される工事監理者の工事監理を受け、(2)の評定内容のとおり実施されるものであること。
- (4) 助成対象部分に他の制度による助成を受けていないこと。

※ 耐震改修以外の修繕工事や建物及び設備の性能向上を図るために行う改修工事及び工事監理費は、助成対象外。

3. 対象者

次のいずれかに該当する者

- 耐震補強改修をすることについて、区分所有者の合意を得た管理組合又は団地管理組合
- 耐震補強改修をすることについて、区分所有者の半数以上の合意を得た者のうち、市長が適当と認める者

8. 分譲マンション耐震補強改修助成金



4. 助成額

- (1) 当該建築物の延べ面積が1,000平方メートル以上の場合
延べ面積1平方メートルにつき50,200円（耐震診断の結果I_s値が0.3未満相当である場合は55,200円）を乗じた額と耐震補強改修に要する費用のいずれか少ない額に3分の1を乗じた額（限度額1,500万円）
- (2) 当該建築物の延べ面積が1,000平方メートル未満の場合
延べ面積1平方メートルにつき34,100円を乗じた額と耐震補強改修に要する費用のいずれか少ない額に23%を乗じた額（限度額1,500万円）

5. 添付書類

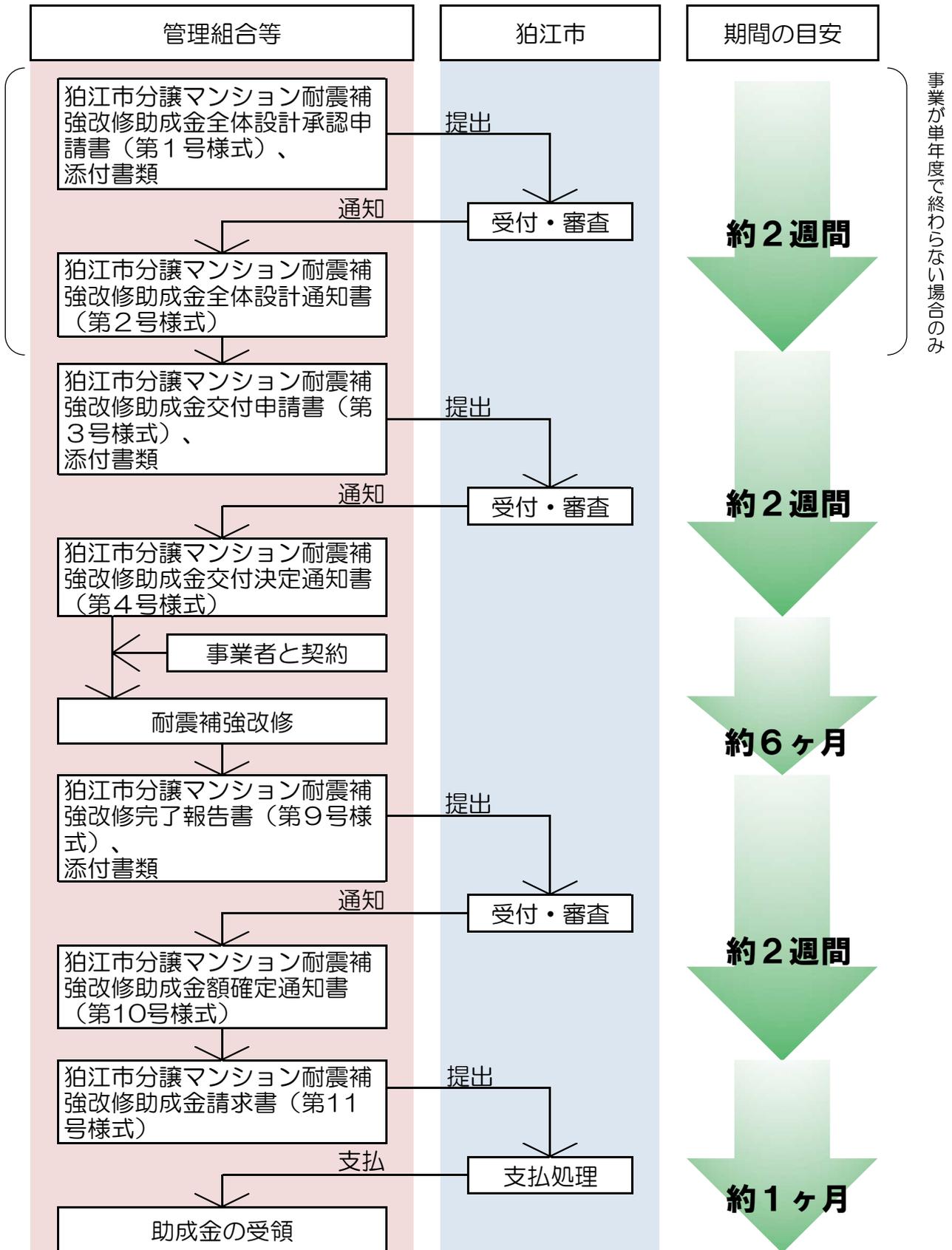
令和6年度で事業が終わらない場合、別途書類の提出が必要となるため、事前にお問い合わせください。

- (1) 狛江市分譲マンション耐震補強改修助成金交付申請書（第3号様式）の提出時に必要な添付書類
 - ① 建物全部事項証明書（区分所有者のうち任意の者1名・権利部内容は黒塗り可）
 - ② 建築確認通知書又は建築年月を証する書類の写し
 - ③ 管理組合の規約及び耐震補強設計の実施を決議したことが分かる書類の写し
 - ④ 法人全部事項証明書（法人の場合）
 - ⑤ 案内図、配置図及び各階平面図
 - ⑥ 用途別の床面積及び面積比率算出表（店舗等の用に供する部分を有する場合）
 - ⑦ 耐震改修の内容を確認できる図面等
 - ⑧ 耐震診断の結果及び耐震改修後の耐震性が確認できる書類
 - ⑨ 耐震補強改修の見積書
 - ⑩ 耐震補強改修の工程表
 - ⑪ 工事監理者が工事監理を行うにあたり建築士法で定める規定を満たしていることが確認できる書類の写し
 - ⑫ その他市長が必要と認めるもの
- ※ 添付書類①②④⑤⑥のうち、狛江市分譲マンション耐震補強設計助成金交付事業において添付し変更がないものについては、省略可。
- (2) 狛江市分譲マンション耐震補強改修完了報告書（第9号様式）の提出時に必要な添付書類
 - ① 領収書の写し
 - ② 契約書の写し
 - ③ 工事費用の内訳書（助成対象となる耐震補強改修費用が分かるもの）
 - ④ 監理者による監理報告書及び写真（補強部分の着工前・工事中・完了後）

8. 分譲マンション耐震補強改修助成金



7. 手続きの流れ



※上記は一例であり、案件により手続きに要する期間等は異なります。

申請・問い合わせについて

1. 木造住宅耐震アドバイザー派遣事業
2. 木造住宅耐震診断助成金
3. 木造住宅耐震改修助成金
4. ブロック塀等安全対策促進事業補助金
5. 分譲マンション耐震化促進アドバイザー派遣事業
6. 分譲マンション耐震診断助成金
7. 分譲マンション耐震補強設計助成金
8. 分譲マンション耐震補強改修助成金

〔申請期間〕

令和6年4月1日（月）～12月16日（月）

〔事業の実施期限〕

令和7年2月28日（金）

〔問い合わせ〕

部 署：狛江市都市建設部まちづくり推進課住宅担当

電 話：03-3430-1359

E-mail：jutakut@city.komae.lg.jp

9. 地球温暖化対策用設備導入助成金

〔申請期間〕

令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）

〔設備導入後、完了報告書提出期限〕

令和7年2月28日（金）

〔問い合わせ〕

部 署：狛江市環境部環境政策課環境係

電 話：03-3430-1287

E-mail：kankyokkr01@city.komae.lg.jp

10. 緑のまち推進補助金

〔申請期間〕

令和6年4月1日（月）～令和7年2月17日（月）

※事前のご相談はお早めをお願いします。

〔工事完了報告書提出期限〕

令和7年3月17日（月）

〔問い合わせ〕

部 署：狛江市環境部環境政策課水と緑の係

電 話：03-3430-1111（内線2561・2562）

E-mail：mizumidokkr01@city.komae.lg.jp

11. みんなにやさしい生活空間づくり推進事業補助金

〔申請期間〕

令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）

〔工事完了報告書提出期限〕

令和7年3月31日（月）

〔問い合わせ〕

部 署：狛江市福祉保健部福祉政策課福祉政策係

電 話：03-3430-1240

E-mail：fukuseikkr02@city.komae.lg.jp

その他注意事項

（1）事業利用について

本パンフレットに一部記載のない事項もあります。事業、助成制度の利用に当たっては、事前に担当部署に詳細をご確認ください。

（2）他の補助金等の併用について

各種助成及び補助事業について、同じ対象部分に対して他の補助金等を併用して受けることはできません。

（3）申請の締め切りについて

当初の見込みよりも多くの申請があった場合は、事前の予告なしに申請受付を締め切る場合があります。

住宅に関わる相談先

1. 東京土建一般労働組合狛江支部
まちづくりセンター
電 話：03-3480-9761
2. （一社）東京都建築士事務所協会 南部支部
調布部会事務局
（株式会社I・E・A内）
電 話：03-3480-4321
E-mail：hosogai@yoneya-kensetsu.jp
3. 住まいるダイヤル
電 話：0570-016-100（ナビダイヤル）
03-3556-5174
4. 狛江市商工会
電 話：03-3489-0178